

医薬品と食品における用途発明の比較法的分析

Gemini Deep Research

第 1 章 日本特許法における用途発明の法的基礎

1.1. 「用途発明」の定義：未知の属性と新たな用途という中核原則

日本の特許法において、「用途発明」とは、特許庁の審査基準及び裁判例で確立された特定概念を指す。その核心は、二つの要件から構成される。(i) ある物について、これまで知られていなかった属性を発見すること、そして (ii) その発見された属性によって、その物が新たな用途への使用に適することを見出すことに基づく発明である¹。

この概念の重要な点は、たとえ発明の対象となる「物」自体が公知（既知）であっても、その物に新たな使用方法を見出すこと自体が、特許法第 2 条 1 項に定義される「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すると認められる点にある⁵。つまり、物質そのものではなく、その物質の新たな利用可能性という技術的思想が保護の対象となる。

ただし、請求項（クレーム）における「～用」という記載が、単にその物の内在的な機能や、その物が使用されるのに適した環境を説明しているに過ぎない場合は、真の用途発明とは区別される。用途発明として認められるためには、その用途が、発見された未知の属性に直接基づいていることが不可欠である¹。

1.2. 用途特許の特異性：「物の発明」でありながら機能的に限定された権利範囲

用途発明は、法的に「物の発明」の一種として分類される³。これは、単なる「方法の発明」とは異なる、極めて重要な法的構成である。この分類は、特に医薬分野のように、特定の「方法」自体が特許保護の対象外とされる場合に、発明を保護するための重要な役割を果たす。

しかしながら、用途発明は「物の発明」でありながら、その特許権の効力は絶対的なものではない。権利範囲は、請求項に記載された特定の用途に限定されるという特異性を有する。これは、同一の物理的構成を持つ製品であっても、特許権で保護されていない別の用途のために製造、使用、販売等する行為は、原則として特許権侵害には該当しないことを意味する¹。このように、用途発明は、「物の発明」としての形式を取りながら、実質的には「方法の発明」のように権利範囲が機能的に限定されるという、ハイブリッドな性質を持つ権利を創出する。

この構造の背景には、特許制度の根幹に関わるバランス感覚が存在する。用途発明を「物の発明」として扱うことは、ある種の法的擬制（リーガル・フィクション）である。物理的に新しい物ではないが、法はそれを「新しい物」として扱い、特許を付与する。この擬制は、特に医療行為のように方法としては保護が難しい分野での価値ある研究開発を保護するために編み出された、実用的な法的解決策なのである。

1.3. 特許性要件：新規性及び進歩性の確立

新規性

用途発明における新規性の判断は、その中核をなす特徴である。たとえ対象となる物自体が公知であっても、請求項に記載された「用途」が、その物について従来知られていなかった用途とも異なるものであれば、新規性が認められる¹。新規性の判断の焦点は、物質そのものではなく、その新たな利用方法にある。

この新規性の判断基準と、前述の限定的な権利範囲は、表裏一体の関係にある。新規性が「用途」のみに依拠することを許容する以上、法はその対価として、特許権の効力範囲もまたその「用途」に限定しなければならない。もし権利範囲が限定されなければ、公知の物に対して独占権を与えることになり、特許法の基本原則に反してしまうからである。したがって、用途発明の権利範囲が本質的に狭くなるのは、その新規性の判断構造に起因する必然的な帰結と言える。

進歩性

新規性が認められた上で、その新たな用途が当業者（その技術分野の専門家）にとって容易に思いつくものではないこと、すなわち進歩性を有することが求められる。これは、新たに見出された属性から得られる効果が、予測できない顕著なものであるか否かによって判断されることが多い⁶。例えば、特定の生物学的メカニズムの解明といった、根底にある属性の発見は、進歩性の主張を強力に裏付ける要素となり得る。

第2章 医薬品用途発明の確立された枠組み

2.1. 保護の論理的根拠と歴史的背景：医療イノベーションの保護

医薬品分野における用途発明が、長年にわたり確立された保護対象とされてきた背景には、明確な法的・政策的理由が存在する。その最大の理由は、日本の特許法が「人間を手術、治療又は診断する方法」を産業上の利用可能性がないとして、特許の対象から除外していることにある⁹。

この制約があるため、既知の医薬品に新たな治療効果を発見したとしても、それを「治療方法」として直接保護することはできない。医薬品用途発明の枠組みは、この制約を回避し、製薬企業による莫大な研究開発投資の成果である新たな治療用途を保護するための、不可欠な代替ルートとして機能してきた¹³。

2.2. 「医薬用途」の定義：広範かつ進化する概念

特許の対象となる「医薬用途」の定義は広範であり、時代の要請とともに拡張されてきた。特許庁の審査基準によれば、主に以下の二つのカテゴリーに分類される⁴。

1. 新たな疾患への適用（新規適応症）

ある物質が、これまで使用されていなかった特定の疾病の治療に適用される場合。例えば、元々は抗がん剤として知られていた化合物が、自己免疫疾患の治療にも有効であるこ

とを見出した場合などがこれにあたる。

2. 新たな用法・用量

既知の物質を既知の疾病に適用するが、特定の用法（投与時間、投与経路など）または用量で投与することにより、新たな技術的效果（例：有効性の向上、副作用の軽減）をもたらす場合。このカテゴリーの追加は、既存薬の最適化研究を奨励するための重要な政策転換であり、製薬企業が自社製品の商業的寿命を管理する上で極めて重要な役割を果たしている⁸。基礎的な物質特許が満了した後も、改良された用法・用量に関する新たな用途特許を取得することで、ジェネリック医薬品との競争を一定期間遅らせることが可能となる。

2.3. クレームドラフティングと証拠要件

クレーム形式

医薬品用途発明を特許請求の範囲に記載する際には、厳格な形式が求められる。例えば、「有効成分 **A** を含有することを特徴とする疾病 **Z** 治療剤」といった記載が典型的である⁹。ここで「剤」、「組成物」、「治療薬」といった用語を用いることは、発明を特許可能な「物の発明」として構成するために不可欠である¹⁵。

証拠による裏付け（実施可能要件・サポート要件）

他の技術分野と一線を画す特徴として、高いレベルの証拠要件が挙げられる。特許出願の明細書には、請求項で主張する治療効果がもつともらしい（**plausible**）こと、そして実現可能であることを当業者が理解できるだけの十分なデータ（薬理試験結果、臨床データなど）が含まれていなければならない⁹。このような裏付けデータの欠如は、拒絶の一般的な理由となる⁹。

この背景には、特許法と医薬品医療機器等法（薬機法）との密接な連携がある。薬機法に基づく医薬品承認プロセスでは、有効性と安全性を示すための厳格な試験とデータ提出が義務付けられている。特許法は、この規制の枠組みを事実上活用している。すなわち、医薬品承認のために作成された薬理データが、しばしば特許性を裏付けるための証拠としても機能するのである。

2.4. 権利範囲と侵害論：「ラベル論」の適用

医薬品用途特許の侵害が争われる場面で中心的な役割を果たすのが、「ラベル論」と呼ばれる法理である²。

侵害の成否は、典型的には、ジェネリック医薬品メーカーが、その製品の添付文書、インタビューフォーム、その他医師向けの情報提供資材等に、特許で保護された用途を明記して市場で販売しているか否かによって判断される²。薬機法によって義務付けられたこれらの公的な表示物が、製造販売業者の「意図する用途」を客観的に示す証拠として機能するため、侵害認定のプロセスが比較的明確化される。

しかし、「適応外使用（オフラベルユース）」や、ジェネリックメーカーが特許で保護された適応症を意図的にラベルから削除する「スキニーラベリング」といった行為が、侵害論を複雑化させている。この点については、「メニエール病治療薬事件」などの日本の裁判例でも重要な争点となっている¹³。

第3章 食品用途発明の新たな枠組み

3.1. 2016 年以前の状況：イノベーションの障壁

2016 年の審査基準改訂以前、特許庁は既知の食品に関する用途発明を一貫して否定する立場をとっていた。その論理的根拠は、たとえ新たな機能性が見出されたとしても、その食品の根本的な用途は「食用」であることに変わりはなく、公知の物と区別できるような真に「新たな用途」を提供するものではない、というものであった¹⁷。

この厳格な解釈は、例えば「栄養組成物」事件（不服 2004 - 8084）のように、特定の成分比率による骨強化や血圧上昇抑制といった機能性を主張した出願が、組成物自体が公知であるとして新規性を否定される結果を招いた¹⁹。

3.2. 2016 年審査基準改訂：パラダイムシフト

2016 年の審査基準改訂は、この分野における画期的な出来事であった。この変更の背景には、複数の強力な推進要因があった。特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品市場の急成長に伴う産業界からの強い要望、そして主要国との制度的調和の必要性である¹⁷。この法改正は、法哲学の根本的な転換というよりも、強大な市場の力と経済的現実が法ドクトリンの変更を促した典型例と言える。

改訂の核心は、食品に関する発明の請求項に記載された用途限定が、発明を特定するための意味を有するものとして認定され、新規性を付与しうるとした点にある²¹。

3.3. 現在の特許性基準と限界

保護の範囲

改訂後の基準では、加工食品や食品組成物に関する用途発明が保護対象となる。請求項の記載形式が重要であり、「○○用食品組成物」や「○○用剤」といった表現が認められる¹⁵。

重要な除外規定

一方で、このドクトリンには重大な限界がある。それは、未加工の動物及び植物には適用されないという点である。例えば、「血圧降下用バナナ」という請求項は、単にバナナそのものを請求していると解釈される。用途限定は、その天然物が持つ望ましい性質を記述しているに過ぎないと見なされるからである¹⁷。

この除外規定は、前述した「法的擬制」の限界を示唆している。特許庁は、加工や混合といった人為的な介在がある食品組成物については、それを「新たな物」と見なす擬制を受け入れている。しかし、自然のままのバナナに対してこの擬制を適用することは、あまりにも飛躍が大きいと判断している。これは、天然物そのものの独占につながりかねない特許の付与に対する、根深い政策的慎重さの表れである。

証拠要件

医薬品ほど厳格ではないものの、出願明細書には、主張する機能的用途を裏付ける科学的根拠を提示することが求められる¹⁶。

3.4. 食品分野における侵害論：緩やかな規制下での「ラベル論」

食品用途発明の侵害判断においても、「ラベル論」が指導原理となる。侵害の成否は、製品のパッケージ表示、広告、そして食品表示法等の規制下で行われる機能性表示によって判断される可能性が高い¹⁶。

しかし、ここには医薬品分野にはない大きな課題が存在する。医薬品の表示が薬機法によって厳格に規制されているのに対し、食品の表示はより柔軟性が高い。製造販売業者は、「お腹の調子をサポート」のような曖昧な表現を用いることで、商業的な利益を享受しつつ、「便秘予防剤」といった具体的な特許請求の範囲の文言を回避しようとする可能性がある。この表示の柔軟性が、侵害立証を医薬品分野よりも困難にしている¹⁶。

第 4 章 多角的比較分析：医薬品 vs. 食品

4.1. 用途発明における主要な相違点と共通点

特徴	医薬品用途発明	食品用途発明
法的根拠・論理	長い歴史を持つ。医療行為の特許保護除外規定を回避	比較的新しい（2016 年以降）。機能性食品市場の拡

	するための法的構成。公衆衛生と研究開発投資保護の観点が強い。	大という経済的要因と産業界の要望が主導。
「用途」の定義	広範：新規疾患への適用、または既知疾患に対する新規用法・用量。	より限定的：特定の健康関連機能（例：「血糖値コントロール用」「脂肪吸収抑制用」）。味や食感は通常含まれない。
新規性の基準	既知の医薬品・疾患であっても、用法・用量のみの新規性で特許となりうる⁹。	その食品に対する機能的用途自体が新規であることが必要。単なる摂取量の変更では新規性が認められにくい。
クレーム形式	厳格に定義：「剤」「組成物」「医薬」等で「物」として構成⁹。	より柔軟だが類似：「食品組成物」「剤」等。未加工の動物・植物は決定的に除外される²³。
証拠による裏付け	高いハードル：効果を実証するための強力な薬理データ（臨床・非臨床）が必要⁹。	低いハードル：科学的証拠は必要だが、医薬品ほど厳格ではない可能性がある（例：in-vitro データ等）¹⁶。
権利範囲・侵害論	「ラベル論」が中心。侵害は、公的に承認された適応症の表示と密接に関連²。	「ラベル論」が適用されるが、食品表示の柔軟性により権利行使がより困難¹⁶。
主要な関連規制	医薬品医療機器等法（薬機法）。厳格で強制力のある表示義務が侵害分析の明確な基礎となる。	食品表示法、特定保健用食品（トクホ）・機能性表示食品（FFC）制度。マーケティング寄りの表現が侵害分析に曖昧さを生む。

主要な課題	ジェネリックメーカーによる「スキニーラベリング」や適応外使用。	競合他社による、特許の利益を示唆しつつも直接的な文言を避けた曖昧な健康強調表示。
-------	---------------------------------	--

4.2. 中核的相違点の深層分析

上記の表に示された相違点の背景には、両分野を規律する法制度の目的の違いが深く関わっている。医薬品に高い証拠要件が課されるのは、公衆衛生へのリスクが格段に高いためであり、薬機法の目的である「有効性と安全性の確保」を反映している。一方、食品の証拠要件が比較的緩やかであるのは、リスクが低いことの裏返しである。

また、「ラベル論」の適用における実効性の違いも、規制目的の違いに起因する。薬機法下の厳格な表示義務は、特許権侵害の客観的な証拠を提供する。対照的に、食品表示法の主目的は「消費者の誤認防止と情報提供」であり、マーケティング上の表現の自由度が大きいため、特許侵害を判断するための明確な基準とはなりにくい。このように、用途発明という特許法上の制度は、薬機法や食品表示法といった他の規制法と相互作用しながら、その具体的な運用が形作られているのである。

第 5 章 画期的な裁判例とその影響

5.1. ケーススタディ 1: 「エルデカルシトール」事件（知財高判令和 4・12・13）

事実

「非外傷性である前腕部骨折を抑制するための」医薬組成物に関する特許が、無効と判断され

た。その理由は、有効成分であるエルデカルシトールが既に「骨粗鬆症治療薬」として公知であり、前腕部骨折は骨粗鬆症の既知の帰結の一つであったためである²⁶。

法的原則

裁判所は、請求された用途が、より広範な既知の用途の単なる一部分（サブセット）であったり、内在的かつ予測可能な結果であったりする場合には、「新たな用途」とは言えないと判断した。「前腕部骨折の抑制」という用途は、「骨粗鬆症の治療」という既知の用途から実質的に区別できないとされた²⁶。

影響

この判決は、真に「新たな」用途とは何かについて高い基準を設定した。企業が、単に既知の適応症から特定の患者群や症状を切り出すことによって特許の寿命を延ばす（エバーグリーニング）戦略に警鐘を鳴らす、重要な判例となった。

5.2. ケーススタディ 2：「IL-17 産生の阻害」事件（知財高裁平成 31 年 3 月 19 日）

事実

有効成分が同一疾患（乾癬）の治療薬として知られていたにもかかわらず、「T 細胞による IL-17 産生を阻害する」という用途に関する特許が有効と判断された。これは、既知の作用機序（Th1 誘導の阻害）とは異なる、新たな作用機序に基づく用途であった²⁷。

法的原則

裁判所は、新規性が「作用機序」に見出されると判断した。ここでの「用途」は、最終的な治療結果（乾癬の治療）ではなく、標的とする特定の生物学的経路（IL-17 産生の阻害）によって定義された。この特異的なメカニズムが、先行技術との差別化を可能にした²⁹。

影響

この判決は、「エルデカルシトール」事件とは対照的な戦略的可能性を示した。すなわち、最終的な臨床的効果が同じでも、その効果を達成するための根底にある「新規な作用機序」を解明し、それをクレームすることで、有効な用途特許を取得できる道筋を示したのである。

5.3. 分析：特許性のスペクトラム

これら二つの判例を並べて考察すると、医薬用途発明の特許性に関する一つのスペクトラムが浮かび上がる。一方の極（エルデカルシトール事件）では、既知の治療の自明な結果を請求することは特許性がない。もう一方の極（IL-17 事件）では、結果を達成するための新規な生物学的メカニズムを請求することは特許性がある。このスペクトラムは、今後の第二次医薬用途発明の特許性を評価する上で、明確な判断枠組みを提供するものである。

第6章 戦略的含意と将来展望

6.1. 研究開発及び知財戦略への提言

製薬企業向け

上記の判例は明確な戦略を示唆している。研究開発は、単に臨床的効果を観察するだけでなく、新規な作用機序の解明に重点を置くべきである。知財戦略としては、広範な疾患ベースのクレームを補完するために、メカニズムに基づいた狭い用途クレームを組み合わせるポートフォリオを構築することが賢明である。

食品企業向け

成功の鍵は、特定の成分と、科学的に防御可能な明確な機能的用途とを結びつけることにある。知財戦略においては、食品表示の曖昧さを考慮し、競合他社による類似の表現を牽制するために、機能的用途の文言を少しずつ変えた複数のクレームを出願することが有効な場合がある。また、動物・植物の除外規定を念頭に置き、加工された組成物に焦点を当てる必要がある。

6.2. 特許と薬事承認・食品表示制度との連携

特許出願と並行して、あるいはその後に、トクホや機能性表示食品の承認・届出を目指すか否かは、重要な戦略的判断となる。特許が独占権を提供するのに対し、これらの制度は市場へのアクセスと機能性表示を行う権利を付与する。成功のためには両者の連携が不可欠である。例えば、特許出願のために作成した科学的データは、機能性表示食品の届出にも再利用できる可能性がある¹⁶。

6.3. 将来展望

医薬品と食品における用途発明の法制度は、今後も進化を続けるであろう。将来の重要な論点としては、以下の点が挙げられる。

- 食品用途発明に関する訴訟が増えるにつれて、裁判所は証拠要件をより厳格化するか。
- 品種改良や遺伝子組換え技術の進歩を背景に、特許庁は動物・植物に関する除外規定を見直す可能性があるか。
- 用途発明に対して、均等論はどのように適用されるのか。

これらの問いは、この複雑な法分野の継続的な発展の方向性を示しており、今後の動向を注視

していく必要がある。

引用文献

1. 用途発明の意義：用途特許の効力と新規性の判断 ... - Kobe University, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90007341/90007341.pdf>
2. 用途発明の意義, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3403>
3. (出典:一般財団法人経済産業調査会発行 特許ニュース 2023 年 11 月 30 日 (木) 号 (No.16031)「用途発明の問題点」), 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.yuasa-hara.co.jp/wp-content/uploads/2023/12/cd733c85e678340862554a7eb336e47a.pdf>
4. 医薬用途発明 - 創英国際特許法律事務所法律部門, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://soei-law.com/patent/%E5%8C%BB%E8%96%AC%E7%94%A8%E9%80%94%E7%99%BA%E6%98%8E/>
5. 発明とは？定義・アイデアとの関係・具体例・実施など特許法のルールを分かりやすく解説！, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/invention/>
6. 用途発明における「物の未知の属性を発見する」ことの意味の考察, 9 月 12, 2025 にアクセス、http://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201403/jpaapatent201403_102-110.pdf
7. 医薬分野及び食品分野における「用途発明」の在り方, 9 月 12, 2025 にアクセス、http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2007_05_0741.pdf
8. 医薬特許について, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.pharm.hokudai.ac.jp/alumni/special/houkou_073_-5.pdf
9. 第 3 章 医薬発明, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/1001kaitei/app_b3.pdf
10. 第 3 章 医薬発明, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/seisakubukai-04-shiryousankou04_2.pdf
11. 医薬発明 - アーウェル国際特許事務所, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.tateishi-ip.com/chemistry/medicine-invention/>
12. 用途発明の特許侵害判断基準に関するソウル中央地方法院の決定, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/7018/
13. 医薬用途発明のクレーム解釈と記載要件, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3259>
14. 特定の化合物（成分）を含む医薬品等のクレームの書き方 | 弁理士法人オリーブ国際特許事務所, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.olive-pat.com/blog/2024/11/12/32710/>
15. 用途発明のクレーム形式, 9 月 12, 2025 にアクセス、

<https://www.soei.com/wp/wp-content/uploads/2023/07/%E7%94%A8%E9%80%94%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%81%AE%E3%82%AF%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%A0%E5%BD%A2%E5%BC%8F.pdf>

16. 食品用途発明の問題点と課題, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3400>
17. 食品の用途発明に関する審査基準の改訂 - 特技懇, 9 月 12, 2025 にアクセス、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/282/282tokusyul-4.pdf>
18. 用途発明の特許権の効力範囲を踏まえた食品の保護の在り方に関する調査研究報告書, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2017/04/ae17ab304e13d5acd1c3625260b74558.pdf>
19. 機能性食品分野における用途発明の権利化と ... - 日本知的財産協会, 9 月 12, 2025 にアクセス、http://www.jpaa.or.jp/kaikin/kikansi/honbun/2009_10_1269.pdf
20. 2016 年 2 月 1 日 [国内知財情報] 食品の用途発明に関する審査の取扱いについて, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.patent.gr.jp/news/shosai?id=143029910956aeffe8a0d68>
21. 「食品の用途発明に関する審査基準」、「特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う審査基準」、「特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準」の改訂について - 特許庁, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/h2803_kaitei.html
22. 知ってましたか？食品の用途特許, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.tokkyo-expert.com/knowhow/food.html>
23. 食品の用途発明に関する審査基準の点検ポイント - 特許庁, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/07-shiryou/03.pdf
24. 食品の用途発明のクレーム解釈, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3173>
25. 用途発明の特許権の効力範囲を踏まえた食品の保護の在り方に関する調査研究（*）, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail5j/h27_01.pdf
26. 公知の用途と区別ができないとして用途発明が特許無効とされた事例, 9 月 12, 2025 にアクセス、<https://www.inpit.go.jp/content/100877332.pdf>
27. 杉村萬国特許法律事務所, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.jiii.or.jp/patent-news/contents19/201907/201907_3.pdf
28. 【特許】「IL-17 産生の阻害」事件ー公知の有効成分及び治療用途である医薬組成物について、新たに見出した作用・機序を「用途」として特定して、新規性・進歩性が認められた事例。） - NAKAMURA & PARTNERS - 中村合同特許法律事務所, 9 月 12, 2025 にアクセス、https://www.nakapat.gr.jp/en/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E2%80%90%E7%94%A3%E7%94%9F%E3%81%AE%E9%98%BB%E5%AE%B3%E3%80%8D%E4%BA

[%8B%E4%BB%B6%EF%BC%8D%E5%85%AC%E7%9F%A5%E3%81%AE%E6%9C%89/](#)

29. 用途発明における「用途」と新規性の判断及び ... - 日本知的財産協会, 9 月 12, 2025 にアクセス、http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2020_05_676.pdf